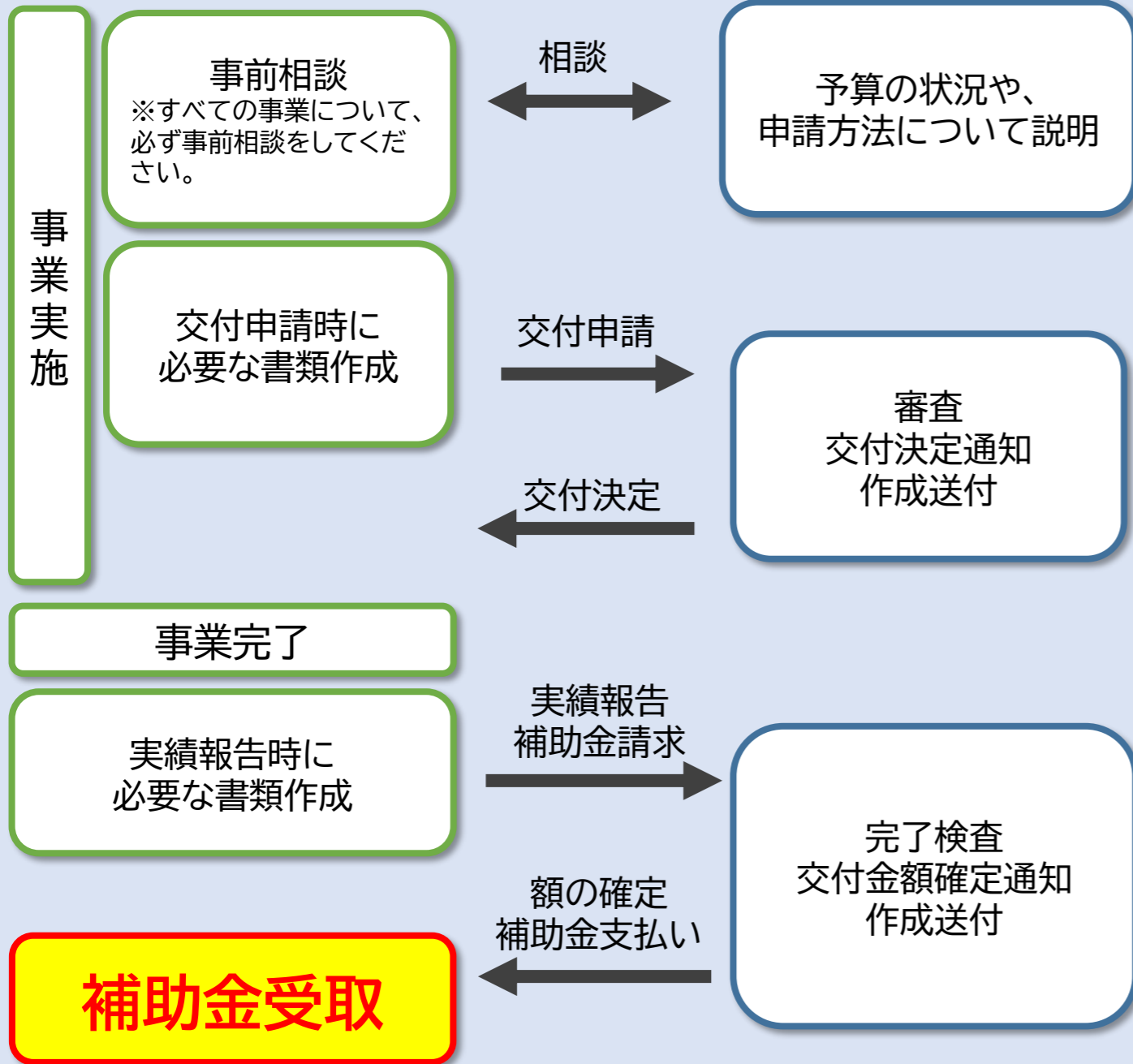


# 申請から交付までの流れ

申請者

岡崎ものづくり推進協議会



提出方法：メール  
提出先：okamono@okazakicci.or.jp  
受信連絡は3営業日以内にご連絡します。  
(万一、返信がない場合はお手数ですがお問い合わせください)

岡崎市内の製造業の皆様へ

# 岡崎ものづくり支援補助金

岡崎市内の製造業を営む事業者の皆様を対象に、以下の6つの事業を支援いたします。ぜひご活用ください。

共同研究事業

見本市等出展事業

依頼試験事業

プラットフォーム活用事業

知的財産権取得事業

新製品共創事業

## 申請期間

**令和8年4月1日～令和9年1月31日**

各資料の提出は、メールにて受付。申請前に必ず下記問い合わせ先に連絡してください。

※ただし、予算の範囲内  
※中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者でない者は、令和8年12月1日から申請が可能です。  
※前年度に当該補助金の見本市等出展事業について、交付決定を受けた者は、令和8年10月1日からの申請が可能です。

## 各補助事業共通の内容

### 【申請資格】

下記の①～③の要件を満たしていることを申請基準とします。

- ①日本標準産業分類の大分類Eに分類される製造業を営む法人又は「個人事業の開業・廃業届出書」を税務署に提出した個人事業主であること
- ②市内に本社機能又は製造を行う工場を6か月以上引き続き有していること
- ③市税を完納していること

### 【注意事項】

当該補助金は、すべて予算がなくなり次第終了とするため、予算の上限に達している場合は、受付ができません。本申請前には、申請可否及び申請内容等について、岡崎ものづくり推進協議会事務局による事前確認を受けてください。

**本補助金の詳細は【募集要領】をご確認ください。**

## 問い合わせ先及び資料ダウンロード

### 岡崎ものづくり推進協議会 事務局

住所 〒444-8611 岡崎市竜美南一丁目2番地 岡崎商工会議所内  
電話 0564-53-6191 FAX 0564-53-0101 Mail okamono@okazakicci.or.jp  
URL [https://www.okamono.com/subsidy\\_list.php](https://www.okamono.com/subsidy_list.php)  
岡崎商工会議所受付時間(土日祝日を除く、午前10時-午後5時)に限る。

岡崎ものづくり推進協議会  
ホームページ



岡崎ものづくり推進協議会では、様々なものづくり支援事業を実施していますので、ぜひご活用ください。

### 【ものづくり岡崎オンライン商談会】

岡崎の製造技術を全国で利用いただく  
マッチング促進企画

**NEXT INNOVATION !!**



### 【ものづくりコーディネータ】

コーディネータが、各事業所が抱える技術、製品、販路等の課題を把握し、その課題解決に向けた支援を行います。

**OMS** 岡崎ものづくり推進協議会  
いろんな企業がある  
いろんな技術がある



## 共同研究事業

補助上限 **共同研究事業、依頼試験事業の合計が、**  
1社あたり同一年度 **最大50万円**

- 対象経費** 大学又は試験研究機関へ支払う研究費、相談料(振込手数料は除く)
- 対象事業** 新製品・新技術の開発、既存製品の高付加価値化を目的に行う、共同研究事業の費用の一部を補助します。
- 補助率** 補助対象経費の1/2以内  
予算の範囲内であれば補助限度額に達するまで何回でも申請可能

## 依頼試験事業

補助上限 **共同研究事業、依頼試験事業の合計が、**  
1社あたり同一年度 **最大50万円**

- 対象経費** 大学又は試験研究機関へ支払う試験費、相談料(振込手数料は除く)
- 対象事業** 新製品・新技術の開発、既存製品の高付加価値化を目的に行う、依頼試験事業の費用の一部を補助します。※通常の商慣習に伴う品質保全、確認のための検査ではないものに限りです。
- 補助率** 補助対象経費の1/2以内  
予算の範囲内であれば補助限度額に達するまで何回でも申請可能

## 知的財産権取得事業

補助上限 **1社あたり同一年度 最大30万円**

- 対象経費** 特許出願(PCT出願を含む)、特許出願審査請求に係る手数料の相当額並びに、弁理士の報酬及び経費(特許料、弁理士の成功報酬、振込手数料は除く)  
(特許庁の減免を受ける場合は、減免を受けた額が補助対象経費となります。)
- 対象事業** 新製品・新技術の開発、既存製品・技術の高付加価値化のため、日本国特許庁に「特許出願(PCT出願を含む)」「特許出願審査請求」を行う知的財産権取得事業の費用の一部を補助します。
- 補助率** 補助対象経費の1/2以内  
予算の範囲内であれば補助限度額に達するまで何回でも申請可能

## 新製品共創事業

補助上限 **1社あたり同一年度 最大30万円**

- 対象経費** 新製品を開発するにあたってかかった試作品の原材料費用(送料、振込手数料は除く)
- 対象事業** 新製品・新技術の開発、既存製品の高付加価値化のため市内外の事業者と共同で新製品などの試作品を開発する事業の費用の一部を補助します。
- 補助率** 補助対象経費の1/2以内  
予算の範囲内であれば補助限度額に達するまで何回でも申請可能  
(市内事業者との共創事業においては、代表1社のみ申請となります。)

## 見本市等出展事業

補助上限 **1社あたり同一年度 最大30万円**

- 対象経費** 見本市等出展料、見本市等の主催者に対して申し込む会場設営費(振込手数料は除く)
- 対象事業** 見本市等に出展して販路開拓に取り組む際に係る費用の一部を補助します。  
ただし、次のアからキに該当するものは除きます。  
ア その場で小売することを主目的とするもの  
イ 岡崎市が主催、共催するもの  
ウ 展示規模が50小間未満のもの(WEB開催については、出展社数50社未満のもの)  
(見本市の主目的に合致しない小間は含めない(例)来場者向けのキッチンカーなど)  
エ 補助対象事業者が自ら出展しないもの(ただし、組合・連合会等が団体として出展スペースを確保し、出展企業を募集する場合は補助対象とする)  
オ 展示スペースに補助対象事業者の個別ブースを有しないもの  
カ 補助対象事業者が当該見本市等の主催者であるもの  
キ WEB上の見本市においては、展示期間に定めがないもの
- 補助率** 補助対象経費の1/2以内  
予算の範囲内であれば補助限度額に達するまで何回でも申請可能
- 申請制限** 前年度に当該補助金の見本市等出展事業について、交付決定を受けた者は、**令和8年10月1日**からの申請が可能です。

## プラットフォーム活用事業

補助上限 **1社あたり同一年度 最大50万円**

- 対象経費** サービスを利用するにあたり、かかる登録費用、運営機能費用、伴走支援費用(振込手数料は除く)
- 対象事業** 新製品・新技術の開発、既存製品・技術の高付加価値化のため、補助対象事業者と他の事業者とのマッチング支援・提案するプラットフォームサービスを活用する事業の費用の一部を補助します。  
ただし、次のア・イに該当するものは除きます。  
ア 小売りを主目的とするもの  
イ プラットフォームへの登録企業数が50社未満のもの
- 補助率** 補助対象経費の1/2以内  
予算の範囲内であれば補助限度額に達するまで何回でも申請可能

**対象事例** 申請者：輸送用機械器具製造業の事業者  
事業内容：今まで大手自動車メーカーの下請け企業として、自動車部品を生産していたが、100年に一度の産業構造の変化に対応するため、自社製品の開発を検討。〇〇製鉄会社や、□□プラスチック製造会社が共同で、家庭菜園キットの試作品を開発する。

**対象外事例** 申請者：食料品製造業の事業者  
事業内容：受注発注関係のある食料品パッケージのデザイン会社と共に、自社技術で開発した新たな健康飲料のパッケージ及び試作品を開発する。  
→共同で行っているのではなく、単なる受注発注の関係であるため、対象外とする。